

令和5年第4回太良町議会（定例会第3回）会議録（第3日）						
招集年月日	令和5年9月1日					
招集の場所	太良町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開議	令和5年9月20日	9時30分	議長	江口孝二	
	閉会	令和5年9月20日	11時24分	議長	江口孝二	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席11名 欠席0名	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大 鋸 美 里	出	7番	竹 下 泰 信	出
	2番	森 田 政 則	出	8番	田 川 浩	出
	3番	峰 正 雄	出	9番	所 賀 廣	出
	4番	江 口 孝 二	出	10番	川 下 武 則	出
	5番	山 口 一 生	出	11番	坂 口 久 信	出
	6番	待 永 るい子	出			
会議録署名議員	5番	山口 一生	6番	待永るい子	7番	竹下 泰信
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 今 泉 哲 也		(書記) 下 川 慎 二			
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町 長	永 淵 孝 幸	税 務 課 長	羽 鶴 修 一		
	副 町 長	毎 原 哲 也	建 設 課 長	浦 川 豊 喜		
	教 育 長	松 尾 雅 晴	会 計 管 理 者	山 崎 浩 二		
	総 務 課 長	津 岡 徳 康	学 校 教 育 課 長	與 猶 正 弘		
	財 政 課 長	西 村 芳 幸	社 会 教 育 課 長	安 本 智 樹		
	企 画 商 工 課 長	萩 原 昭 彦	太 良 病 院 事 務 長	井 田 光 寛		
	町 民 福 祉 課 長	森 川 陽 子	環 境 水 道 課 環 境 係 長	西 田 一 夫		
	健 康 増 進 課 長	中 溝 忠 則	環 境 水 道 課 水 道 係 長	山 口 武 徳		
農 林 水 産 課 長	今 田 徹	環 境 水 道 課 簡 易 水 道 係 長	樋 口 和 規			
議 事 日 程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和5年9月20日（水）議事日程

開 議（午前9時30分）

- | | | |
|-------|--------------|---|
| 日程第1 | 報告第2号 | 令和4年度太良町一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第2 | 報告第3号 | 令和4年度太良町簡易水道特別会計継続費精算報告書について |
| 日程第3 | 報告第4号 | 令和4年度町立太良病院事業会計継続費精算報告書について |
| 日程第4 | 報告第5号 | 令和4年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について |
| 日程第5 | 諮問第1号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第6 | 諮問第2号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第7 | 諮問第3号 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| 日程第8 | 議案第53号 | 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 議案第54号 | 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第55号 | 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第56号 | 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第57号 | 太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 決算審査特別委員長の報告 | |
| | 議案第58号 | 令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第59号 | 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第60号 | 令和4年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第61号 | 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第62号 | 令和4年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| | 議案第63号 | 令和4年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| | 議案第64号 | 令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第14 | 議案第65号 | 令和5年度太良町一般会計補正予算（第5号）について |

- 日程第15 議案第66号 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について
- 日程第16 議案第67号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に
ついて
- 日程第17 議案第68号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）に
ついて
- 日程第18 議案第69号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）につい
て
- 日程第19 議案第70号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第20 議案第71号 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第21 閉会中の付託事件について
- 追加日程第1 発議第2号 議会広報編集特別委員会の設置について
- 追加日程第2 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出につい
て

午前9時30分 開議

○議長（江口孝二君）

皆さんおはようございます。

定足数に達しておりますので、議会は成立いたします。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事に入ります前に、町民福祉課長より5日の一般質問での答弁の訂正がありますので許
可します。

○町民福祉課長（森川陽子君）

一般質問のところで1つ訂正がございましたので、今回訂正をさせていただきます。

9月5日の4番通告者の竹下議員の一般質問において、本町の支援事業実施要綱第13条の
中の報酬費用助成の上限額の根拠についての答弁の際、「報酬助成の根拠は成年後見制度法
第45条」とお答えしましたが、正しくは「報酬の根拠は民法第862条」の誤りでしたので、
おわびして訂正いたします。

○議長（江口孝二君）

それでは、本日の議事をお手元に配付しております議事日程表のとおり進めます。

日程第1 報告第2号

○議長（江口孝二君）

日程第1. 報告第2号 令和4年度太良町一般会計継続費精算報告書についてを議題とい

たします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、以上、報告第2号を終わります。

日程第2 報告第3号

○議長（江口孝二君）

日程第2. 報告第3号 令和4年度太良町簡易水道特別会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、以上、報告第3号を終わります。

日程第3 報告第4号

○議長（江口孝二君）

日程第3. 報告第4号 令和4年度町立太良病院事業会計継続費精算報告書についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（田川 浩君）

リハビリテーション室の拡張工事について質問したいと思います。去年の10月ぐらいからサービス提供を開始されたと思うんですけど、決算特別委員会でもちょっと出ませんでしたので、ここで聞いてみたいと思います。

まず、去年の10月ぐらいからサービス提供を開始されて、ほぼ1年ぐらいたったと思うんですけど、前聞いたときはそれに対して、広くはなるけれどスタッフの増員とかは考えていないということでしたけれど、1年ほどたって拡張されたリハビリルームでの以前との違いといいますか、改善点といいますか、そういうのはどういったことがあったのかというのをまず聞かせていただけるでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

新規に新しく広がってオープンしてますけど、議員言われるとおりにスタッフ数等の増減は行っておりません。今後、リハビリの患者様の数の現状を勘案しながら今後増やす予定はあります。

あと、改善できた点としては、今まで狭いリハビリテーションの部屋のところで多くの患者さん同士が1メートルぐらいの距離で治療をされてたんですが、今は大分広くなりまして、

患者様同士がプライバシーが確保された状態で治療のサービスが提供できる。そういったところは大きなメリットになっているかと思います。伸び伸びとしたリハビリテーションができていないのではないかと考えています。

以上です。

○8番（田川 浩君）

以前とは違って、伸び伸びとした良質なリハビリのサービスができていないんじゃないかと思っておりますけど。

あと、今後のリハビリにおける方針を聞きたいんですけど、太良町の場合は高齢者の数というのはこれから先そんなに増えませんよね。微増またはそのまま横ばいという感じで。ただし、これから10年ぐらいは、ある意味マーケットとしては良質なマーケットだと思っておりますけれど。それで、今リハビリに関して言えば、太良病院のほうでは通所リハビリ、訪問リハビリ等ございますけれど、今後リハビリに限って言えば、太良病院としてどういった方針でいくつもりなのか。そういったものがありましたら今後の予定といたしますか、力を入れていきたいところとかありましたら、ひとつお教え願いたいと思っておりますけどいかがでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

まず、病院本体のリハビリテーションについてですけど、先ほど話しましたように、議員言われるように、まず今後10年ぐらいは高齢者の人口も太良町は増えることはないです。もう10年ぐらいは現状維持と、75歳以上の人口もほぼ変わりはない人数で推移します。その中でリハビリの需要はまだまだあるとは考えています。現在、外来のリハビリ等は、1人当たり1単位もしくは2単位ぐらいしかできてない現状もありますので、1日3単位まではやることができます。そういった点で、患者様の治療の状況によって1人3単位1時間ぐらいするのを増やしていくと、患者様もじっくり治療ができたということで満足されると思いますし、そういった体制を今後つくるためにスタッフを増やす必要はまだあるのかなとは考えています。

次に、訪問リハビリテーションです。これに関しては、在宅医療を進めるという観点から訪問診療、訪問看護、そういったところも今後需要は望めますので、増えていくと考えます。そういった中で、訪問診療をされている方は在宅でのリハビリというのを望まれる方もいらっしゃると思いますので、そこもやはり今後力を入れる必要はあると思います。

最後に、通所リハビリテーションでのリハビリというところですが、通所リハビリテーションは通いの中での、デイサービスとかリハビリの提供が混ざったようなサービスになりますけど、そこはスペース的な問題も若干ありますので、今までどおり1日20人ぐらいの利用者様を受け入れながら進めていきたいとは考えています。

以上です。

○8番（田川 浩君）

了解しました。

最後ですけれど、リハビリのスタッフ、PTさんですとかOTさんとかSTさんですとか。これの今の採用の難易度といいますか、一昔前、随分前だったと思うんですけれど、PTさんも結構集めるのに苦労されたみたいなきもあつたと思うんですけれど、近年そういったリハビリに関するスタッフさんを募集するときに、難しいのかそれともそんなことはないのか、そこだけ教えてもらえますでしょうか。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

リハビリ職、セラピストに関しては、そこまで採用に苦労している状況ではないです。10年ぐらい前までは、学校に行って大分お願いしたりしていましたが、今は逆に募集をきちっと毎年いただいているような感じです。

以上です。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、以上、報告第4号を終わります。

日程第4 報告第5号

○議長（江口孝二君）

日程第4. 報告第5号 令和4年度太良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○7番（竹下泰信君）

町長説明で、健全化の判断比率、資金不足の比率についてもいずれも黒字であったため算定なしで、財政は比較的健全な自治体という説明があつたところです。この指数判断の比率を見ても、どういう意味をなしているのかというのがなかなか分かりづらくなつてます。実質赤字比率はどういう性質のものなのか、分母がどうなっているのか分子がどうなっているのか、連結実質赤字についても実質公債費比率についても、この辺をもう少し分かりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

まず、実質赤字比率についてでございますけど、この実質赤字比率というのは、普通会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率のことでございます。普通会計における赤字の程度を指標化することによって、財政運営の悪化の度合いを示す指標とすることができます。

次に、連結実質赤字比率、こちらについては、公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金不足額の標準財政規模に対する比率でございます。全ての会計を合算して、町全体としての赤字の程度を指標化し、町全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標に用いることができます。

次の、実質公債費比率、こちらについては、地方公共団体の一般会計等が負担する、起債等の元利償還金、それと特別会計等への公債費に係る繰出金や一部事務組合の公債費に対する自治体からの負担金など、いわゆる準元利償還金といいますけど、その元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に占める比率を指標として表しているものでございます。

最後に、将来負担比率でございますけど、こちらは普通会計の地方債現在高、起債の現在高や、公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入れ見込額、また全職員の退職手当支給予定額など、一般会計が将来にわたって負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

そしたら、比率につきましては全て黒字になってますけれども、これがマイナスになった場合は赤字を示しているということになるわけですかね。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

今現在、実質公債費比率だけ数値として計上しておりますけど、その他の比率については全て黒字となっておりますので、実際はマイナスになりますので、もしそちらのほうの比率が正の数になったら、この実質赤字比率と連結実質赤字比率それと将来負担比率に正の数で数字が上がってくるということになります。今現在はその3つについては全てマイナス、黒字ということでございますので、表記をしておりません。

以上でございます。

○7番（竹下泰信君）

資金不足比率の中で、流動資産等というのが中ほどにあります、(3)ですけれども。この流動資産等に含まれる内容はどういうものが流動資産になっているのかを伺いたいと思います。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

流動資産等とは現金及び短期間、1年間のうちに回収または販売により現金化し支払い手段となりやすい資産のことをいいますので、1年以内に現金としてまたは現金等価物となることが予想される資産のことでございます。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、以上、報告第5号を終わります。

日程第5 諮問第1号

○議長（江口孝二君）

日程第5．諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がないものと答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第6 諮問第2号

○議長（江口孝二君）

日程第6．諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がないものと答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第7 諮問第3号

○議長（江口孝二君）

日程第7. 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論がないので、採決します。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について、本諮問は異議がないものと答申することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり異議がない旨を答申することに決定いたしました。

日程第8 議案第53号

○議長（江口孝二君）

日程第8. 議案第53号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○8番（田川 浩君）

今年度の目玉政策の一つではないかなと思っていますけれど、コンビニのほうでマイナンバーカードで住民票等々を取れるということで、3月の予算のときには説明を受けました。それで、今回は印鑑登録証明書のところで一応条例を変えるということを出てるとは思いますけれど、3月の予算時に私たちが聞いたのは、まず取れる証明書ですけど、まず印鑑証明書と住民票とそれと税の証明書ということで聞いていました。ほかの市町を見ますと、それプラス戸籍関係というのも取れるようになっておりますけれど、今度本町でやる場合には3月におっしゃったとおりなのか、またはこの戸籍関係も取れるようになるのか、それはいかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

議員おっしゃったとおり、3月の答弁で申し上げましたとおり、本町では戸籍を除いて住民票、税証明、印鑑証明をコンビニ交付とする予定でございます。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

分かりました。

それで、そのとき提供開始というのがいつ頃かということで聞きましたら、早くて今年の10月頃になるだろうということでもございましたけど、実際もう10月が迫っておりますけれど提供開始がいつ頃になるのか、またそれと利用料、住民さんの負担金額が今より安くなるのか一緒なのか高くなるのか、そこら辺を教えていただきたいんですけどいかがでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

コンビニ交付の開始時期なんですけれども、少しずつ込みまして今年度1月から自動交付サービスの開始を予定しております。

それと、利用料金につきましては、本町で交付するのと同じ額の300円を、同額を予定しております。

以上でございます。

○8番（田川 浩君）

サービス提供が1月ぐらいからということと、料金は同額ということで了解しました。

それで、今回コンビニで交付してもらおうということで非常に便利になると思うんですけど、その大まかな使い方というのは誰もまだやったことがないんで、どうやってやるのかなと思うんですけど。今、皆様が身近にやっているのが、保険証の代わりにマイナンバーカードを使うというのをやっておりますけれど、あれは機械のところに置いて顔認証でその当人かどうかというのを確認するというシステムですけど、コンビニでやる場合はどうなるのか、顔認証なのか暗証番号がありますのでそれを入れるのかというのは私も分かんないんですけど、その大まかなやり方というのは分かりますでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

コンビニ端末での操作方法ということだと思いますけれども、まずコンビニに行きますと、多機能端末機がございまして、そこに行政サービスという項目を選ぶところがございます。そこを選んでいただくと証明書交付サービスという画面になりますので、そこでマイナンバーカードを入れていただき、必要な書類を選んでパスワードを入れていただくということになります。その後に証明書発行の項目を選んでいただいて、通数ですとか記載内容の確認をしていただいて、料金を入れていただき、その後に証明書が発行されるという仕組みになっております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

コンビニの証明書の発行について、ずっと情報の漏えいとか情報の間違いみたいなものが国のレベルで問題になってますけれども、そういったところを町として対応できるところの限界があるかと思うんですけれども、そういったところに注意して住民さんは利用したらいいのか、そういったところを教えてください。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

コンビニ交付時の情報漏えいということでございますけれども、まずマイナンバーカードのパスワードがございます。それを他人には教えないということですね。コンビニ交付でマイナンバーカードを使って利用される場合、本人にしか分からないパスワードでございますので、それを他人に知られないようにすることが大事かと思えます。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

いいですか。

○7番（竹下泰信君）

この場合、代理人というかそういう方は、コンビニで作られるということになるんですか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

マイナンバーカードを代理人の方に預けて、パスワードをお知らせされれば代理人でも取れることができると思います。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第53号 太良町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第9 議案第54号

○議長（江口孝二君）

日程第9. 議案第54号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条

例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○1番（大鋸美里君）

この条例の一部を改正するということですが、大体どういったところがどう変わったというところをお聞かせいただけますでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

改正内容についてでございますが、家庭的保育事業者等に対して4件の内容を義務づけるものでございます。

まず1点目が、家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画を策定し、必要な措置等を講じること。2点目が、利用乳幼児の移動のために自動車を運行する場合、乗降時に利用乳幼児の所在を確実に把握できる方法で確認すること。3点目が、利用乳幼児の送迎のために自動車を日常的に運行する場合、当該自動車にブザー等の社内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、降車の際に利用乳幼児の所在を確認すること。4点目ですが、感染症等の予防や蔓延防止のために職員に対する研修や訓練を定期的実施するよう努めることとございます。それと、もう一点でございますけれども、家庭的保育事業者等が利用乳幼児に対する必要な措置として、懲戒権を行使する場合の規定を削除したのもございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

利用するに当たっての安全・安心のための配慮というところで、そういったところが追加されているのではないかと思います。1つ、13条がもともとあったと思うんですが、これを今後削除するということになっているんですが、これに対して、何でこれがまずできたのかということと、なぜ今回削除されるのかということをお聞かせ願えますでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

13条は懲戒権に関する規定の削除でございますけれども、親権者が看護や教育の範囲内でその子を懲戒することができることを定める民法の規定がありましたが、これが児童虐待を正当化する口実に利用されるとの指摘から2022年12月にこの規定を削除する改正が行われました。それに伴い、厚生労働省に定める家庭的保育事業者等への懲戒権に関する規定も削除され、本町の条例においても同様の対応をするものでございます。

以上でございます。

○1番（大鋸美里君）

民法の改定ということで、そこで削除に至ったという認識でよろしいですか。分かりました。ありがとうございます。

○10番（川下武則君）

今、太良町では、保育園とか幼稚園いろいろあると思うんですけど、待機児童というのはいない状態ですか。道越のひまわり保育園がなくなったり、油津のほうの保育園がなくなったりして、保育園もかなり少なくなっている中で、やりたいんだけどやれないとか、そういう相談はどうでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

本町では待機児童は今のところございません。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第54号 太良町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第10 議案第55号

○議長（江口孝二君）

日程第10. 議案第55号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第55号 太良町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第11 議案第56号

○議長（江口孝二君）

日程第11. 議案第56号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（待永るい子君）

条例の一部が改正をされるということでございますが、これが改正されるに至った経緯の説明をお願いいたします。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

厚生労働省令の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正されたため、所要の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

この条例の中に、今後研修とか訓練が義務づけられるというふうなことを書いてありますけれども、今までも研修がなされてたと思いますけれども、今までの研修と今後の研修、その違いについてお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

これまでは努力義務ということでしたけれども、今回から義務づけをするものでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

義務づけということになったら回数とかも多分決められてくるとは思いますけれども、回数とか訓練をするときの指導者、そういうのはどうなるのかということ、すいません3回目なのでもう一つ、この中に事業所以外での活動と書いてあるんですけども、太良町でもそういう事業所以外での活動があるのかどうか、あるとすればどういう場合なのかお伺いをしたいと思います。

○町民福祉課長（森川陽子君）

お答えします。

まず、回数等についてはですけども、業務継続計画を策定した後にそういった研修の回数

とかは決めていくということになろうかと思えます。それとあと、事業所以外での活動ですけども、現在のところ事業所以外での活動はなされていないと考えております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

待永議員の質問に対して関連なんですけども、訓練とかをして、ブザーとかを例えば新たに車両に取り付けたりする、そういった費用というのは今後どういうふうの手当てがされていくものなんでしょうか。

○町民福祉課長（森川陽子君）

ブザー等の費用についてでございますが、まだ検討段階でございます。

以上でございます。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第56号 太良町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第12 議案第57号

○議長（江口孝二君）

日程第12. 議案第57号 太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○5番（山口一生君）

漁師の館の解体の工事、これがいつまでかかるのかというのをまずお聞きしたいと思えます。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

工期につきましては、9月29日の予定でございます。

以上です。

○5番（山口一生君）

この跡地については、活用の方法について今どういう検討がされているのか、どういう構想がされてるのか、そういったところを教えてください。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

検討委員会におきましての検討事項でございますけれども、昨年の議会でも質問があつておるようでございます。中身につきましては、町内の料理飲食店組合さん等のそういった申出があつた場合は受け入れるのかという御質問があつたことを踏まえまして、今年度に入りまして観光協会とか、たらふく館さん、あと料理飲食店組合さんをお呼びして意見を聴取しているところでございます。意見の内容につきましては、いろんな方向に向かって、いろんな思いが今あられるところで、その辺が一方が立てば一方が立たない部分もいろいろ課題があるように思いますので、その辺をどういったところでまとめ上げていくのかが今後の検討になっていくのかなと思っております。以上です。

○5番（山口一生君）

道の駅たらふく館は非常に集客もできて、例えば大型のバス等を止めれるような駐車場もあつて、観光の拠点とか集客の拠点として非常に重要なのかなというのは思っています。なので、奥、左右のこういった広場の活用等も含めて総合的に、例えば今後どういうふうに通道の駅を活用していくのかというのを、新たに建物を建てるにしても検討委員会のほうで検討していただきたいというのが1つと、その検討委員会の中に民間の方、一般の方、いろいろアイデアをお持ちの方もいらっしゃると思うので、そういったところのアイデアもどんどん入れていただけたらなと思いますが、そこについてはいかがお考えですか。

○企画商工課長（萩原昭彦君）

お答えいたします。

1点目の御提案ありがとうございます。

2点目の御意見につきましては、町内を中心の副町長をトップとした検討委員会をしております。必要であれば、そこでたらふく館さんなり、先ほど申し上げました料理飲食店組合、観光協会なりに関係者の方々の御意見を参考に意見を聴取する場がありますので、そういった御意見を基に協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○11番（坂口久信君）

そこについて、道の駅は太良町の顔、一番大事なところではありますし、いろんな今まで問題があつております。そういう問題がないようにやはり町も常に関わつてきて、町が逃げるじゃなくて民間にばかり頼るじゃなくして、やっぱ町がある程度例えばいろんな事業にするにしても、その中の例えば株式会社にするとかいろんな方法はあろうと思っておりますけれども、そういう中で町がやっぱり3分の1ぐらい権利というか、株になれば株を取得するとかしな

がら、歴代に続いていくような状況はつくってもらいたいと思いますけれども、それについては。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

今、まだ1回しかやってないんです、その会合を。とにかくいろんな意見を出してもらって、いい方向に進めたいと思っておるんですけども、とにかくいっぱい聞いてみて、いい、これでいけるというような、最終的には皆さんが納得できるような形に持っていきたいということを目指しておるところでございますので、急がないと、急がないでじっくり皆さん検討していきましょうということで申し上げておりますので、そのようにしていきたいというふうに思います。議員がおっしゃることはよく分かっておりますので、とにかく頑張って議論をしていって、いいものをつくっていききたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○町長（永淵孝幸君）

すいません、ちょっと補足しますけれども、全ての指定管理の施設について、やはり町が少し口出しできるような形を取るとかんと、何か町は指定管理に任せてしまった状態で、そこに町がいろいろ言われんというのもちょっとおかしなところもあると私も思うんですね。ですから、そこら辺はやはり町としても、指定管理で任せた以上は町の意見として指定管理者に少しは言えるような体制をつくっていかないかとなかろうかなと思っておりますので、そこら辺も含めて町のほうでも検討したいと思ひます。

以上です。

○11番（坂口久信君）

言われるとおりによその、例えば我々もいろいろなところを視察してきたわけですが、そういう中で民間に委託して伸びるところもあります。しかし、ほとんどが、やっぱり町が関わってして株式会社何なりをつくるにしても、関わるとかんと後がどうにもならんような状況でなっております。漁師の館、たらふく館はそこそこでしょうけども、それもおかしな方向に行ったりなんかしておる状況ですので、ぜひ太良町が関わって1本筋を入れて、そして今後太良町発展のために、太良町の顔ですのでよろしく考えていただければと思ひます。

○10番（川下武則君）

同じような意見なんですけど、その中に若い人たちも集える場所を1つは要望としてお願ひをしたい。何でもかといったら、ほとんどその海中鳥居に来られてるお客さんも含めて、若いカップルとか若い人たちが非常にたくさんお見えになってる、その中で太良町でカップルがコーヒー1杯でも飲むような場所が本当に少ない。そういうところも含めて、せっかく漁師の館のところがあんだけの広さがあるけん、2階建て3階建てにして、下は食べるこ

ろ、2階はコーヒーを飲むところとか、展望も含めてできるような、今、前議長が言ったように、太良町のシンボルになるようなものを考えていただきたいなというふうに思いますけど、どうでしょうか。

○副町長（毎原哲也君）

お答えします。

まさしく今おっしゃったようなものを、いろんな料理飲食店組合からのお話とか、そこに入っておられるたらふく館の方とか、そういう方々からいろんなアイデアが出ています。どれが一番よいのかという方向をその中から決めていくというのが今後の仕事ですので、とにかく御要望どおりにならないかもしれませんが、今集まっている方々がこれが一番いいという方向で進めたいと思っていますから、その点を見守っていただきたいというふうに思います。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第57号 太良町特産品等展示販売飲食施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第13 決算審査特別委員長の報告

○議長（江口孝二君）

日程第13. 議案第58号 令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第64号 令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件を一括して議題といたします。

本件は、9月1日に決算審査特別委員会に付託しておりました議案第58号から議案第64号までの7件の議案について、お手元に報告書が提出されておりますので、決算審査特別委員長の報告を求めます。

○決算審査特別委員長（竹下泰信君）

皆さんおはようございます。

それでは、議長の許可を得ましたので、決算審査特別委員会の報告をいたします。

本委員会に付託されました議案第58号から議案第62号までの一般会計並びに特別会計4件、

議案第63号及び議案第64号の企業会計の2件、合わせて7つの案件を9月8日、12日及び13日の3日間審査をいたしました。

執行部からは町長はじめ関係各課の職員の出席を求め、慎重審議を行ったところでございます。

議事の都合上、初日は特別会計4議案と企業会計2議案を、2日目、3日目には一般会計を審査、採決いたしました。

計数につきましては、監査委員が専門的立場で審査、照合され、報告がされていますので、本委員会は決算審査の意義であります歳入歳出予算を議決した趣旨と目的に従って適正かつ効率的に執行されているか、予算執行によって成し遂げた歳入の努力と歳出の工夫によって行政効果や今後の行財政運営上の改善など、予算執行の優劣評価を重点的に審査を行いました。

審査の過程において出された主な意見といたしましては、まず後期高齢者医療特別会計及び国民健康保険特別会計については、急速な高齢化と町内産業が低迷する中で保険料収入の確保を求められている。このような中で、健康管理の意識向上や特定健診の受診率アップを図り、早期発見、治療につなげることによりまして町民の健康を維持し、医療費の抑制に努めていただきたい。

漁業集落排水特別会計については、竹崎地区の人口も減少傾向にあるので、今後施設の老朽化による補修工事等も増加することが予想されるため、施設機能保全計画に基づき機器等の更新を図りつつ維持管理の節減に努めていただきたい。また、今後の使用料金については、合併浄化槽の維持管理の費用、し尿くみ取り料金を参考に料金公平性を考慮していただきたい。

簡易水道特別会計及び水道事業会計については、給水人口の減少に伴い年間配水量も減少しているのが現状である。有収率や給水戸数などを総合的に判断し、配水管の布設工事や漏水修理など計画的な施設整備を図りながら、中・長期的な運営計画の下、経営の効率化に努めていただきたい。

町立太良病院事業会計については、長引く新型コロナウイルス感染症の対応に尽力されており、外来部門ではコロナ検査等による患者数の増加、入院部門では陽性患者の受入れも行われている。コロナ関連補助金の支給基準変更による減少が収支にも影響しているが、地域包括ケア病床の増床など診療報酬会計に対応しながら収益の確保がなされている。今後、このような不測の事態にも対応できるような経営能力をさらに磨き、地域医療を支える中核病院として町民に愛される病院運営をお願いしたい。

続きまして、一般会計についての主な意見を申し上げます。

1点目といたしまして、ふるさと応援寄附金については、本町にとって貴重な自主財源である。令和4年度は、返礼品の中でも大半を占めるミカンが不作だったことにより寄附額は

減少となったが、今後とも太良町をいかにPRしていくかが重要と思われるので、さらなる広報活動を推進して、今後も引き続き寄附額の確保に努めていただくようお願いしたい。

2点目といたしまして、職員の超過勤務については、長引く新型コロナウイルス感染症対策事業業務や災害等の避難所対応など、業務過多が懸念されている。課内での業務調整、庁内各課の協力体制の構築及び庁内組織体制の見直し等について検討し、職員の健康管理について配慮するようお願いしたい。

次に、各種未収金については、公平性の観点から慎重に対応、徴収努力を図られたい。

次に、基金については、活力あるまちづくりの推進のため有効活用に努め、その運用については効率的かつ適正な運用を図られたい。

そのほか、委員会の中で出された意見については、関係各課において改善や検討などを行い、次年度はその諸問題が解決していることを期待しています。

以上、審査過程において出された主な意見であります。

付託事件、議案第58号 令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第59号 令和4年度太良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第60号

令和4年度太良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第61号 令和4年度太良町漁業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第62号 令和4年度太良町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第63号 令和4年度太良町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、議案第64号 令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、以上の7つの議案について、全会一致をもっていずれも原案どおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算審査特別委員会の報告を終わります。

○議長（江口孝二君）

決算審査特別委員長の報告が終わりました。

お諮りします。ただいまの委員長報告につきましては、10人で構成する委員会の審査報告であります。また、議会選出の監査委員も同席し、全ての議員が出席して内容も判明しております。よって、質疑を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、質疑を省略することに決定いたしました。

委員長は自席にお戻りください。

ただいまから討論に入ります。

討論の方は、議案番号を言ってから討論願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第58号 令和4年度太良町一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第64号 令和4年度町立太良病院事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの7件に対する委員長報告は可決及び認定とするものです。委員長報告のとおり可決及び認定することに賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、委員長報告のとおり可決及び認定することに決定いたしました。

日程第14 議案第65号

○議長（江口孝二君）

日程第14. 議案第65号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第5号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

○6番（待永るい子君）

任意予防接種委託料400万6,000円についてお尋ねをします。前回は説明ありましたが、もう一回。（「ページ」と呼ぶ者あり）町長説明は、さっきの56ページ。ちょっとよく分からん。（「20ページ」と呼ぶ者あり）21。22。（「20ページ」と呼ぶ者あり）20ページ。すいません、20ページだそうです。すいません。

50歳以上の方に対する補助ということですが、太良町で50歳以上の方は大体どれくらいいらっしゃるのか、またその中で何人を想定してあるのか、その想定に至った基準をお伺いしたいと思います。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

任意予防接種委託料の400万6,000円についての御質問だと理解しております。この分につきましては、带状疱疹の予防接種の助成の経費でございます。対象者につきましては、7月末現在で4,896人の対象者が予定されております。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

50歳以上の全員じゃないでしょ、予算が400万円ということは。だから、大体今年は何人にとことこの、その基準と想定された理由をお伺いしてるんですけど。

○健康増進課長（中溝忠則君）

お答えいたします。

400万6,000円の内訳につきましては、先ほど7月末現在で50歳以上の方が4,896名いらっしゃって、そのうち接種率がございまして、4,896名の方に接種率を5%、うちのほうが見込

んでおります。その接種者、4,896名の5%が250名程度いらっしゃいます。その250名の対象の方に、この予防接種のワクチンにつきましては2種類、2つのワクチンの接種がございます。1つは、生ワクチン。この生ワクチンにつきましては、先ほどの245名の方の3割程度が生ワクチンを見込んで、金額が約22万2,000円、生ワクチンのほうが経費を見ております。もう一つは、不活化ワクチンでございます。この不活化ワクチンにつきましては、先ほどの245名程度の7割の方が接種を見込んでおります。この7割、不活化ワクチンが約378万4,000円の経費を見込んでおまして、合計の400万6,000円の経費を見込んでるところでございます。

以上でございます。

○6番（待永るい子君）

すごくいいことだとは思いますが、これはなぜ補正なのか。新年度予算じゃなくて、どうして補正になったのか。その接種をするという時期というのが決まってるからそういうふうになったのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○町長（永淵孝幸君）

これは、私、全協でも申し上げましたけれども、なぜかって、本当は6月ぐらいに予算を組みたかったんですよ。なんでかっていったら、今、太良町内で带状疱疹にかかる方が非常に多いと。そして、重症化されていると。全協でも言いましたように、目の奥にできて涙の中からうみが出たと。かなり重症ですよ。ですから、そういった方がおられるというふうなことで、こういう予防というのは補正でも私はいいと思うんですよ。そういう町民の健康を守るという意味でやってるわけですから。ですから、そういったことは我々も町民さんのいろいろな声を聞いた上で予算を組んでおりますので、そういったことでの補正となっております。

以上です。

○6番（待永るい子君）

事情は分かりましたけれども、健康増進課も常に町民さんの健康状態を多分分かっていると思いますので、今一番何がはやっているのかとか、どういう傾向にあるのかというのを常日頃から早く察知されて、予算のほうにぜひ反映をされていっていただきたいなと思いますけど、いかがでしょうか。

○町長（永淵孝幸君）

これは健康増進課じゃなくて、健康増進課は常に町民さんの健康を考えておりますよ。そういった中で、こういった今はやりの病気があっただけでもどうかという話の中で、そこは予防接種をしてあげないと、またそういった重症化の方も増えるでしょうねと。結構周りにも多いんですよ。多分議員の周りにも带状疱疹にかかったって言われる方、多いと思うんですよ。全協のときも私は言いましたが、私もかかりましたよ。ですから、これかかって、

本来は重症の人は入院なんです。そういったことになれば、家族でそういった方が出てくれば大変ですので、早め早めにやってる。それで、健康増進課は常に町民さんの健康を考えながら業務をやってあって、何かあったら私たちも共有をしながらやっておりますので、御理解いただきたいと思います。

○7番（竹下泰信君）

同じく20ページの病院費の264万円の補正ですけれども、これにつきましては町長説明でもありましたように、病院の圧縮空気の防湿装置の更新工事に伴う施工ということで264万円を計上されております。これについては、2分の1額を補助ということですが、この2分の1額を補助する理由と、病院会計でできなかったのか、一般会計から繰り出しをする必要があったのかどうかをお尋ねしたいと思います。

○太良病院事務長（井田光寛君）

お答えします。

今回、繰り出しをしていただけてますけど、これについては総務省が示している繰り出し基準にのっとり、固定資産購入費の2分の1ということで繰入れをしていただけてるところです。

以上です。

○7番（竹下泰信君）

決まりに従って繰り出しをしてもらったということですかね。

○太良病院事務長（井田光寛君）

議員、お見込みのとおりです。

○8番（田川 浩君）

補正予算書の22ページ、2番、林業振興費のところのJクレジット創出・活用支援業務委託料ということで330万円ほど上がっております。それで、基本この下の広域連携SDGs未来都市事業負担金とかもありますけれど、一応全協のとき、この広域連携SDGsの未来都市事業については説明を受けました。最近、ゼロカーボンとかカーボンオフセットとかカーボンクレジットとか非常にややこしいものがいっぱいありまして、私も少ししか勉強してないんですけれど、簡単に言うと、2050年にカーボンのニュートラルを宣言ということで、以前、菅総理が宣言されましたけれど、それに向かって日本も、要するにCO₂等の温暖化ガスの排出量と吸収量を均衡させようということを目指していると思うんですけれど、それでいろいろ説明してもらったんですけれど分からなかったこともいっぱいありまして、少し聞きたいと思っています。

それで、うちのほうはどっちかといいますと森林がありますので、750ヘクタールあるということで、それを企業さんに買ってもらうという立場であると思います。それを鹿島市さんと協働でやっていこうという事業だと思うんですけれど、吸収量が大体ヘクタール当たり

最低でも5トンになるということを知りました。それで、掛け算をしたら最低でも3,750トン、本町はあるらしいんですね。それで、そのときの説明で1トン当たり大体5,500円だろうということで、それをでも掛け算をすると大体2,000万円ちょっとってなるんですね。それで、最終的には説明を受けたのは年間2,473万円ぐらいになるだろうということで、ちょっと多いんですね。ということは、最低1ヘクタール当たり5トンというのは、これは木材の種類とかで変化があるのかとか、そこら辺はどうなんですかね。例えばヒノキとか杉とか、そこら辺で違いがあるのかどうか、それはいかがでしょうか。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

まず、田川議員がおっしゃられた1トン当たりの販売価格で全協のときに説明したのは6,500円でした。（「6,500円だった。すいません」と呼ぶ者あり）2,437万5,000円程度を売れるんじゃないかということで説明をさせていただきました。これは、今、人工林が750ヘクタールあるということで、その750ヘクタール全部が対象になるかというのが、この分の委託料で審査に上げてもらうので、750ヘクタール全部その対象になるかどうかは今とこ分かってない状態であります。樹種によって吸収量が違うかというのについても、この委託料で算出してもらってどういうふうになるかというのを、どの量が吸収量になっているのかというのを判定してもらうことであります。ヒノキ、杉についても詳しくは分からないんですけど、どれぐらいの吸収があるかというのには違いがあると思います。

以上であります。

○8番（田川 浩君）

すいません。私も前回、全協で聞き間違いがあったということをお許ししてもらいたいと思っております。

それで、本町の場合は多分いろいろなクレジットがあると思うんですけど、J-クレジットというところを使うとかこれから国のほうで認定してもらわなきゃいけないということで、その認定の委託料が330万円ということだったと思うんですけど、そのクレジットの認定というのは今回330万円、1回だけで例えば10年有効だとか、例えば1年に1回とか、その認定の有効期限といいますか、そういうのはどうなってるんですかね。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

認定は2年に1回しなくてはいけないので、2年ごとに発生いたします。

以上であります。

○8番（田川 浩君）

ありがとうございます。2年に1回の認定が必要ということで、2年に1回、330万円が必要ということ。そうじゃないんですか。じゃあ、ちょっと説明してもらっていいですか。

○農林水産課長（今田 徹君）

今回は最初ですので、登録料とかもありますんで330万円ですけど、2年に1回の認定料はちょっと。すいません、2年に1回の方は資料を持ってきておりませんので、後ほどお伝えしたいと思います。（「すいません、最後です。すいません」と呼ぶ者あり）

○8番（田川 浩君）

それはまた後でよろしくをお願いします。

それで、いろいろ鹿島さんと共同でこういった事業をやられて、最終的に本町にそういったお金が落ちるといふスケジュールといいますか、いつになったらそういうのが入ってくるんだということなんですけれど、予定でもいいですよ、見通しでもいいですけど、それはどういうスケジュールなんですかね。

○農林水産課長（今田 徹君）

お答えいたします。

今年度、補正予算を通してもらって委託しますと来年度からどれくらいというのは、企業さんがうちの吸収量を買ってもらえる方が見つければ、もう来年度から収入というふうになると思います。

以上です。

○10番（川下武則君）

27ページに、この前、議員全員で災害復旧ということで見に行ったんですけど、いつも感じてるんですけど、国からの補助とか県からの補助をもらって災害復旧するのはいいんですけど、その前後の二、三メートルをきれいにしとけば当分の間は壊れないのに本当に壊れたとこだけっていいですか、そこら辺をもうちょっと町単でもいいんで少し広めに修理したりとか、そういうことはできんのかなと思うんですけどどうでしょうか、課長、そこら辺は。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

今回は災害復旧ということで、この前現場を見ていただいた、あの10メートルぐらいですかね、あの部分をしております。言われるように手前のほうとか両サイド、そういうところも用地とかの相談とかもまず必要になってくると思います。そういうところがなければ、うちのほうで今の町道の敷地内でできる分は行えると思いますけど、用地の相談とかも必要なところについては、また地元と話しながら詰めていきたいとは思っております。

以上でございます。

○10番（川下武則君）

ぜひ地元とこうして、せつかく修理はしたばってんが、また大きな、今、線状降水帯とか、めっちゃくちゃ降ったりとか、地形を見ても分かるようにあそこら辺に寄ってくると思いますか、雨の寄りどころでもあるし、できればそこら辺の水がうまいとこ流れるような工夫を考

えながらやっと思ったほうがいいんじゃないかなと。そこを通る人が、この前も二、三人の方が牛の餌を運搬されながら通ってたんですけど、そういうのも含めてどうしても大事な道路じゃないかなと思うものですから、そこら辺、地域の人と十分協議して、できれば少し幅広めにやっってもらえばというふうに期待をしたいところなんですけど。

○建設課長（浦川豊喜君）

お答えします。

改良につきましては、先ほど言いましたとおり地元との協議をしながら行っていきたいと思えます。

あと、一番大きなのは水問題だと思っております。実際、今回の災害の発生した上に、四、五十メートル上ぐらいですかね、横断橋とかがあるんですけど、そこも今年、あそこの災害のあった後に一度、もう土砂とかが堆積して排水の機能を有していなかったものですからきれいに掃除をしてたんですけど、また詰まっております。詰まって、またこの前、現場見た後、私が係長と一緒に見たところ、また同じように詰まっていたと。それで、これはもう一緒なんだから、またそういうところを変えないことにはまた同じことが起こるだろうというのは認識はしておりますので、そういうところも含めて改良工事は進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

予算書の13ページ、これは、ふるさと応援寄附金基金繰入金ということで新たに790万円を繰入れをされてます。今年の10月から、ふるさと納税の50%ルールがより厳格に適用されるというのが始まるかと思うんですけども、こういった貴重な財源を維持するために、その50%ルールが厳格化された場合に本町にどういった影響があるか、今の見通しを教えてください。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員御案内のとおり、10月1日より寄附金の5割基準というのが厳しくなります。今現在は、職員の給料等は経費としては除かれてたんですけど、そこら辺まで入ってくるんで非常に今苦労してる状況でございます。それを受けて、8月に事業者さんにお集まりいただいて今回の改正内容の御説明をして、結論としては寄附金額を今の金額から上げて対応するのか、または寄附金額は据置きのまま返礼品の割合を下げるのかということでそれぞれ事業者さんに聞き取りをして、今、もう見直し作業を行っているところでございます。

本町としては、この改正に伴い本当に厳しい状況でございます。というのが、町長も以前から申されておりますけど、うちは関東圏からの寄附が多いんで、どうしても送料が割高になってしまうという問題がございます。しかもミカン等が主でございますので、特に送料問

題で今後、今年度については既に業者さんと契約しておりますので、来年度以降はそういったところについてもメスを入れていこうと考えてるところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

これまで、送料とかそういったところの絡みでどんどん状況は厳しくなってるというのは伺いをしてました。ほかの自治体も競争に力を入れて露出を増やしてきている中で、50%ルールが厳格化されるということなので、さらに寄附金額が上がれば、その分興味を引くのも難しくなってくるような品目もあるのかなと思います。露出を増やしていくというので、今、ふるさとチョイスに掲載をされてるかと思うんですけども、ほかのポータルサイトへの掲載とか、そういった間口を広げるような活動というのは、今年度何か予定をされてますか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、広告といいますか間口を広げていって周知していくというのが重要になりますので、今年度、来月頃を予定してはいますが、今、楽天のポータルサイトに掲載の手続きを行っているところでございます。

以上でございます。

○5番（山口一生君）

3回目ですね。

間口を広げていく、楽天への掲載を始める、ほかのポータルサイトへも今後検討というか可能な範囲で掲載をされると思うんですけども、町内にいらっしゃる人材というかスキルをお持ちの方というのが今のところは限られてるかと思っておりますので、そういった人材をぜひ太良町のほうにも積極的に呼び込みを行っていただいて、こういったネット販売の戦略とかふるさと納税の戦略とか、そういったものを推進の後押しできるように人材の確保にも努めていただきたいなと思っています。これについてはいかががお考えでしょうか。

○財政課長（西村芳幸君）

お答えします。

確かにポータルサイトに掲載する画像一つでも寄附者の心というのは非常に変わってくるものでございます。今、職員が自前で画像を加工したりして掲載してるところですけど、ポータルサイトとかうちのホームページも含めて、そういった人材または事業者さんを、某企業からお話もこの前あってますので、そういったところの御紹介していただいた企業とも話を聞いてみたいなど。そういったことで、もっともっと寄附者の皆様に喜んでいただけるようなサイト、ホームページづくりに努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○農林水産課長（今田 徹君）

すいません、先ほど田川議員の質問のカーボンクレジットの審査についての質問のところで2年に1回と言いまして、資料がありましたので、2年に1回で審査費用が100万円でありました。

以上であります。

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第65号 令和5年度太良町一般会計補正予算（第5号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

暫時休憩します。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第15 議案第66号

○議長（江口孝二君）

日程第15. 議案第66号 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第66号 令和5年度太良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第16 議案第67号

○議長（江口孝二君）

日程第16. 議案第67号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第67号 令和5年度太良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第17 議案第68号

○議長（江口孝二君）

日程第17. 議案第68号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第68号 令和5年度太良町漁業集落排水特別会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第18 議案第69号

○議長（江口孝二君）

日程第18. 議案第69号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第69号 令和5年度太良町簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第19 議案第70号

○議長（江口孝二君）

日程第19. 議案第70号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第70号 令和5年度太良町水道事業会計補正予算（第2号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第20 議案第71号

○議長（江口孝二君）

日程第20. 議案第71号 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

質疑の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

質疑がないので、質疑を終了します。

討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

討論ないので、採決します。

議案第71号 令和5年度町立太良病院事業会計補正予算（第1号）について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

日程第21 閉会中の付託事件について

○議長（江口孝二君）

日程第21. 閉会中の付託事件についてを議題といたします。

このたび各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からお手元に配付しました別紙付託申出書のとおり、閉会中もなお継続して調査したい旨、申出がっております。

お諮りします。各委員長からの申出があったとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

追加議案がありますので、事務局に配付させます。

〔資料配付〕

○議長（江口孝二君）

配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

お諮りします。ただいま配付いたしました議案を日程に追加したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、日程に追加することに決定しました。

追加日程第1 発議第2号

○議長（江口孝二君）

追加日程第1. 発議第2号 議会広報編集特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。発議第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

発議第2号 議会広報編集特別委員会の設置について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、本案は原案どおり可決されました。

重ねてお諮りします。ただいま決定されました議会広報編集特別委員会の委員につきましては、委員会条例第6条第3項及び第4項の規定により、1番大鋸さん、2番森田君、3番峰君、5番山口君、6番待永さん、以上5名を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君を議会広報特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

なお、委員長及び副委員長は委員の互選により決定していただくことになっておりますので、後ほど議長まで御報告願います。

暫時その場で休憩します。

午前11時19分 休憩

午前11時21分 再開

○議長（江口孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、諸般の報告をいたします。

休憩中に議会広報編集特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。議会広報編集特別委員会委員長に山口一生君、副委員長に待永るい子さん、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

追加日程第2 意見書第2号

○議長（江口孝二君）

追加日程第2. 意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出についてを議題といたします。

お諮りします。意見書第2号につきましては、全議員の提出によるもので、内容も判明しております。よって、会議規則第37条第2項の規定により、提出者の説明を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りします。質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定いたしました。

意見書第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書（案）の提出について、本案に賛成の方、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（江口孝二君）

起立全員。よって、意見書（案）は原案どおり可決されました。

この際、申し上げます。

今期定例会中の質疑、質問、答弁などの発言につきまして、適宜会議録を調査し、不適切な発言があった場合には、議長において善処することを承認願います。

お諮りします。本会期中に議決されました議決事件の条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江口孝二君）

異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本定例会に付された事件は全て議了いたしました。

これをもちまして令和5年度第4回太良町議会定例会第3回を閉会いたします。

午前11時24分 閉会

以上の会議の次第は、職員の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 江 口 孝 二

署名議員 山 口 一 生

署名議員 待 永 るい子

署名議員 竹 下 泰 信